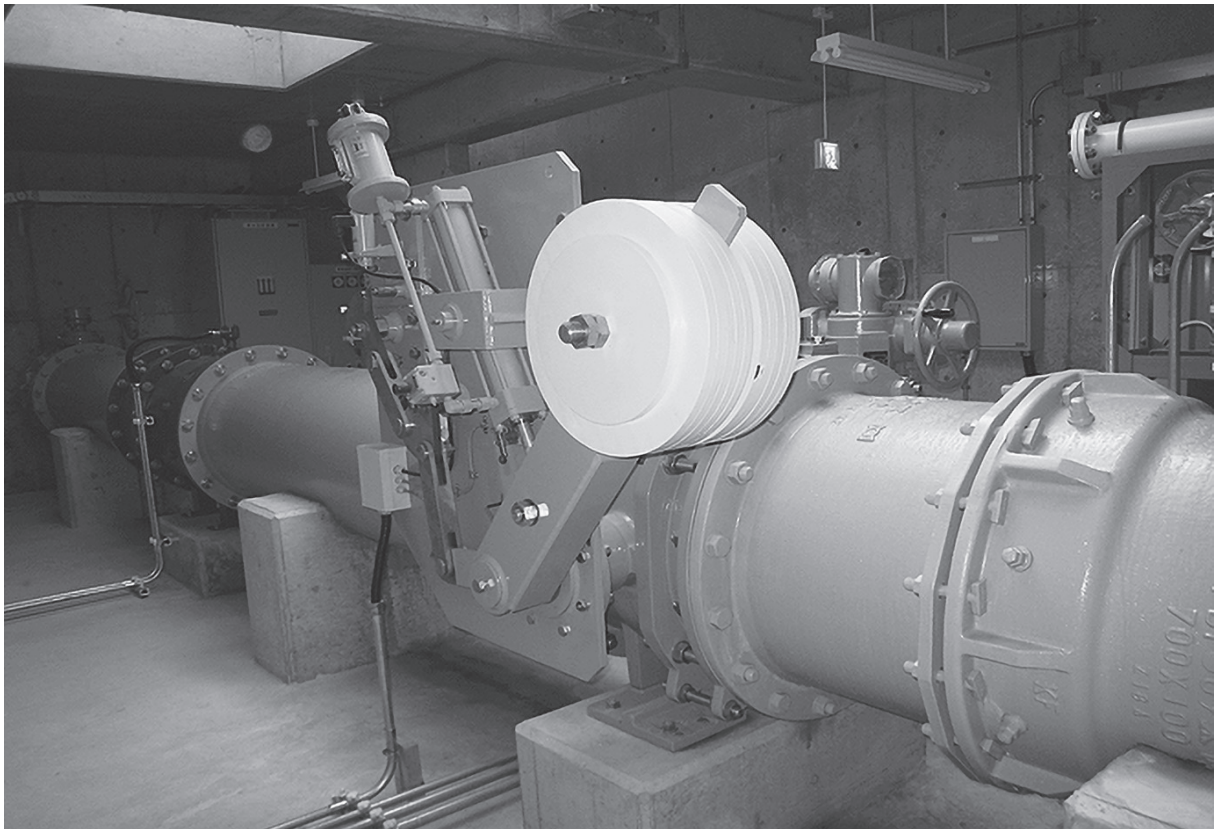


V その他



江山浄水場 緊急遮断弁

1 水道料金変遷表(令和5年4月1日現在)

【二部料金制となった昭和49年4月1日分から掲載】

改 定 年 月 日	S49. 4. 1	S51. 4. 1	S55. 1. 1	S56. 7. 1	H7. 5. 1	H11. 5. 1	H12. 9. 1	H13. 3. 1
平 均 改 定 率	32.84%	61.91%	14.92%	24.89%	19.52%	24.17%	△2.5%	△2.23%
基 本 料 金	円	円	円	円	円	円	円	円
メーターの口径 13mm	150	240	290	320	400	450	420	410
” 20mm	420	660	790	870	1,070	1,230	1,150	1,120
” 25mm	710	1,110	1,330	1,470	1,810	2,080	1,950	1,900
” 40mm	2,200	3,400	4,120	4,550	5,610	6,440	6,030	5,870
” 50mm	3,800	5,900	7,090	7,800	9,600	11,100	10,400	10,100
” 75mm	10,000	16,000	19,210	21,200	26,100	30,100	28,100	27,400
” 100mm	21,000	33,000	39,220	43,500	53,300	61,300	57,500	56,000
” 150mm	57,000	90,000	107,030	118,500	118,500	167,200	156,700	152,600
” 200mm					248,000	349,900	327,900	319,200
従量料金 (1 m ³ につき)	円	円	円	円	円	円	円	円
1~10m ³	15	19	22	29	35	44	43	42
11~20m ³	27	43	49	64	76	96	95	93
21~40m ³	32	57	65	86	102	129	127	124
41~200m ³	38	70	80	105	125	159	156	153
201m ³ ~	48	90	100	131	155	197	194	190

- 注：1 平成元年4月1日から料金は、基本料金と従量料金との合計額に100分の103を乗じて得た額（1円未満切り捨て）とする。
- 2 平成6年4月1日からメーターの口径200mm、基本料金248,000円を新設。
- 3 平成9年4月1日から料金は、基本料金と従量料金との合計額に100分の105を乗じて得た額（1円未満切り捨て）とする。

		H16. 11. 1						
		基本料金		従量料金 (1m ³ につき)		メーター使用料		
鳥 取 ・ 国 府 地 域	メーターの口径	13mm	円 410	1~10m ³	円 42			
	〃	20mm	1,120	11~20m ³	93			
	〃	25mm	1,900	21~40m ³	124			
	〃	40mm	5,870	41~200m ³	153			
	〃	50mm	10,100	201m ³ ~	190			
	〃	75mm	27,400					
	〃	100mm	56,000					
	〃	150mm	152,600					
	〃	200mm	319,200					
河 原 地 域			円 1,700	11m ³ ~	円 250			
青 谷 地 域	一 般 用	0~8m ³	円 500	9~30m ³	円 80	メーターの口径	13mm	80
				31~50m ³	90	〃	20mm	170
				51m ³ ~	100	〃	25mm	180
	営 業 用	0~15m ³	1,350	16~30m ³	90	〃	40mm	350
				31m ³ ~	100	〃	50mm	940
	学校プール用					80	〃	75mm
共 用	0~15m ³	1,000	16~30m ³	80		〃	100mm	2,300
			31~50m ³	90				
			51m ³ ~	100				

注： 料金は、基本料金と従量料金との合計額（青谷地域においては基本料金、従量料金及びメーター使用料の合計額）に100分の105を乗じて得た額（鳥取・国府地域においては1円未満切り捨て、河原及び青谷地域においては10円未満切り捨て）とする。

		H22. 7. 1							
		基本料金		従量料金 (1m ³ につき)		メーター使用料			
鳥 取 ・ 国 府 地 域	メーターの口径	13mm	円 410	1~10m ³	円 42				
	〃	20mm	1,120	11~20m ³	93				
	〃	25mm	1,900	21~40m ³	124				
	〃	40mm	5,870	41~200m ³	153				
	〃	50mm	10,100	201m ³ ~	190				
	〃	75mm	27,400						
	〃	100mm	56,000						
	〃	150mm	152,600						
	〃	200mm	319,200						
河 原 地 域			円 1,200	11m ³ ~	円 180				
青 谷 地 域	一 般 用	0~8m ³	円 500	9~30m ³	円 80	メーターの口径	13mm	80	
				31~50m ³	90	〃	20mm	170	
				51m ³ ~	100	〃	25mm	180	
	営 業 用	0~15m ³	1,350	16~30m ³	90	〃	40mm	350	
				31m ³ ~	100	〃	50mm	940	
	学校プール用					80	〃	75mm	1,700
	共 用	0~15m ³	1,000	16~30m ³	80		〃	100mm	2,300
31~50m ³				90					
				51m ³ ~	100				

注： 料金は、基本料金と従量料金との合計額（青谷地域においては基本料金、従量料金及びメーター使用料の合計額）に100分の105を乗じて得た額（鳥取・国府地域においては1円未満切り捨て、河原及び青谷地域においては10円未満切り捨て）とする。

そ
の
他

		H23. 9. 1						
		基本料金		従量料金 (1m ³ につき)		メーター使用料		
鳥 取 ・ 国 府 地 域	メーターの口径	13mm	円 460	1~10m ³	円 46			
	”	20mm	1,250	11~20m ³	100			
	”	25mm	2,120	21~40m ³	134			
	”	40mm	6,500	41~200m ³	161			
	”	50mm	11,200	201m ³ ~	200			
	”	75mm	30,400					
	”	100mm	62,000					
	”	150mm	170,000					
	”	200mm	350,000					
河 原 地 域			円 1,200	11m ³ ~	円 180			
青 谷 地 域	一 般 用	0~8m ³	円 560	9~30m ³	円 90	メーターの口径	13mm	90
				31~50m ³	100	”	20mm	190
				51m ³ ~	110	”	25mm	200
	営 業 用	0~15m ³	1,510	16~30m ³	100	”	40mm	390
				31m ³ ~	110	”	50mm	1,050
		学校プール用				90	”	75mm
共 用	0~15m ³	1,120	16~30m ³	90		”	100mm	2,500
			31~50m ³	100				
			51m ³ ~	110				

注：1 料金は、基本料金と従量料金との合計額（青谷地域においては基本料金、従量料金及びメーター使用料の合計額）に100分の105を乗じて得た額（鳥取・国府地域においては1円未満切り捨て、河原及び青谷地域においては10円未満切り捨て）とする。

2 平成26年4月1日から料金は、基本料金と従量料金との合計額に100分の108を乗じて得た額（1円未満切り捨て）とする。

H27. 9. 1

基本料金		従量料金 (1m ³ につき)		
	円		円	
メーターの口径	13mm	460	1~10m ³	46
〃	20mm	1,250	11~20m ³	100
〃	25mm	2,120	21~40m ³	134
〃	40mm	6,500	41~200m ³	161
〃	50mm	11,200	201m ³ ~	200
〃	75mm	30,400		
〃	100mm	62,000		
〃	150mm	170,000		
〃	200mm	350,000		

注： 料金は、基本料金と従量料金との合計額に100分の108を乗じて得た額（1円未満切り捨て）とする。

そ
の
他

			H29. 4. 1			H30. 4. 1		
			基本料金	従量料金 (1m ³ につき)		基本料金	従量料金 (1m ³ につき)	
			円		円	円		円
旧簡易水道事業給水区域を除く給水区域	メーターの口径	13mm	460	1~10m ³	46	840	1~10m ³	52
	"	20mm	1,250	11~20m ³	100	1,950	11~20m ³	104
	"	25mm	2,120	21~40m ³	134	3,160	21~40m ³	139
	"	40mm	6,500	41~200m ³	161	9,400	41~200m ³	166
	"	50mm	11,200	201m ³ ~	200	16,700	201m ³ ~	202
	"	75mm	30,400			43,900		
	"	100mm	62,000			88,000		
	"	150mm	170,000			240,000		
	"	200mm	350,000			400,000		
旧簡易水道事業給水区域	メーターの口径	13・20mm	950	1~30m ³	72	950	1~30m ³	72
	"	25・30mm	1,480	31~50m ³	83	1,480	31~50m ³	83
	"	40mm	3,800	51m ³ ~	99	3,800	51m ³ ~	99
	"	50mm	5,950			5,950		
	"	75mm	13,390			13,390		

注： 料金は、基本料金と従量料金との合計額に100分の108を乗じて得た額（1円未満切り捨て）とする。

注： 料金は、基本料金と従量料金との合計額に100分の108を乗じて得た額（1円未満切り捨て）とする。

R元. 10. 1					R2. 4. 1					
基本料金			従量料金 (1m ³ につき)		基本料金			従量料金 (1m ³ につき)		
		円		円		円		円		
旧簡易水道事業給水区域を除く給水区域	メーターの口径	13mm	840	1~10m ³	52	メーターの口径	13mm	840	1~10m ³	52
	〃	20mm	1,950	11~20m ³	104	〃	20mm	1,950	11~20m ³	104
	〃	25mm	3,160	21~40m ³	139	〃	25mm	3,160	21~40m ³	139
	〃	40mm	9,400	41~200m ³	166	〃	40mm	9,400	41~200m ³	166
	〃	50mm	16,700	201m ³ ~	202	〃	50mm	16,700	201m ³ ~	202
	〃	75mm	43,900			〃	75mm	43,900		
	〃	100mm	88,000			〃	100mm	88,000		
	〃	150mm	240,000			〃	150mm	240,000		
旧簡易水道事業給水区域	メーターの口径	13・20mm	950	1~30m ³	72					
	〃	25・30mm	1,480	31~50m ³	83					
	〃	40mm	3,800	51m ³ ~	99					
	〃	50mm	5,950							
	〃	75mm	13,390							

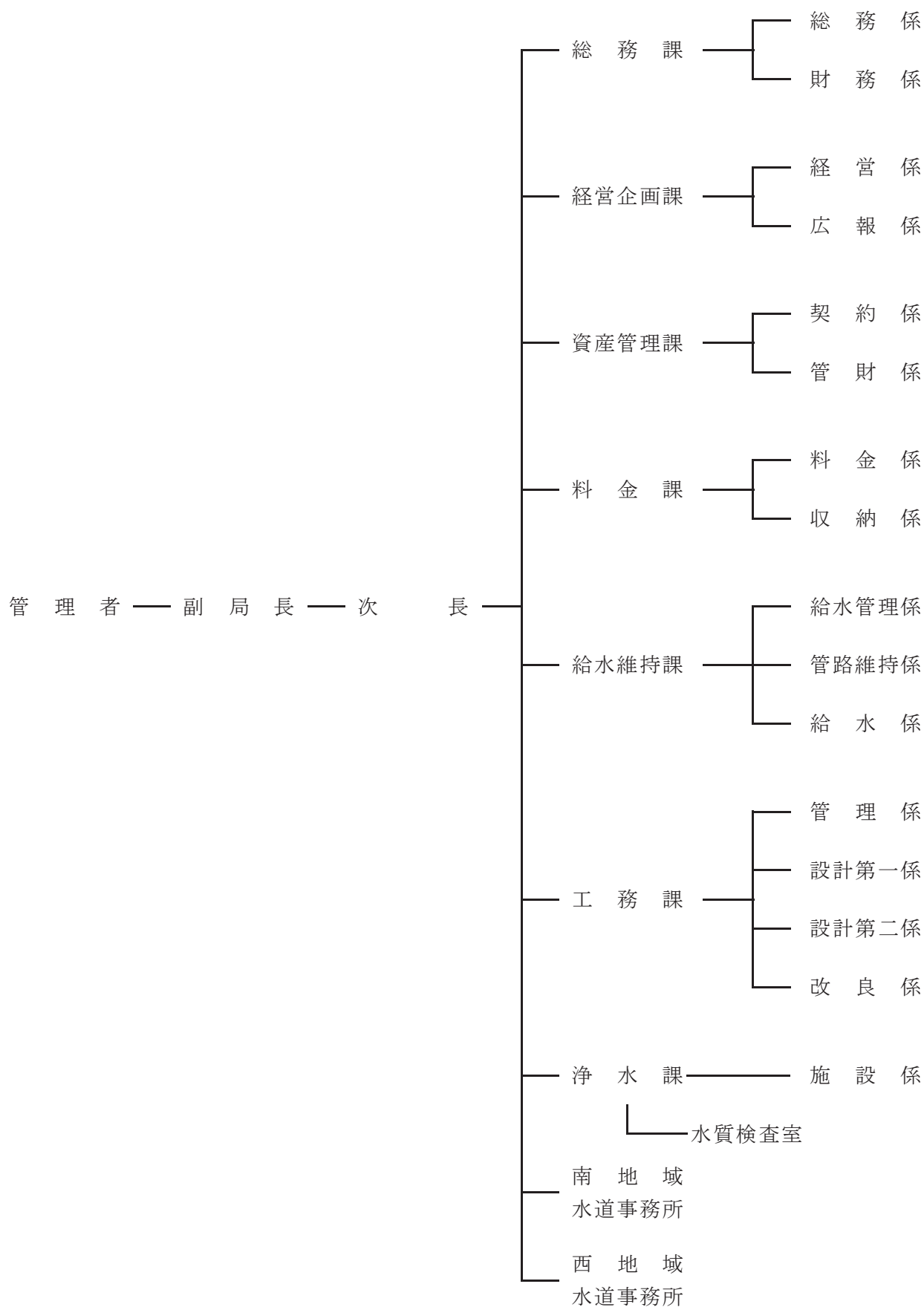
注： 料金は、基本料金と従量料金との合計額に100分の110を乗じて得た額（1円未満切り捨て）とする。

注： 料金は、基本料金と従量料金との合計額に100分の110を乗じて得た額（1円未満切り捨て）とする。

そ
の
他

2 機構及び職制（令和5年4月1日現在）

(1) 水道局の機構



(2)職員配置状況

(鳥取市職員定数条例による職員定数:110人)

職名 課・係名	副局長	次長	課長級		課長補佐級		係長級		主任	主事・技師	職員数	市長部局併任	再任用職員 (短時間)
			課長 ・ 室長	参事	課長補佐 所長補佐	主査	係長	主幹					
副局長	1										1		
次長		2									2		
総務課			(1)		1						9		
総務係							1	【1】	3				
財務係							(1)	1	2				
経営企画課			1		1						7		
経営係							(1)	3					
広報係							1		1				
資産管理課			1		1						8		
契約係							1		2				
管財係							(1)	1	1【1】				
料金課			1		1						10		
料金係						1	1	3	1				
収納係							(1)	1【1】				4	
給水維持課			(1)		1						12		
給水管理係							1		1	1			
管路維持係							(1)	1	2【1】				
給水係							1	2	1				1
工務課			1		1						18		
管理係							1		1				
設計第一係							1	1	1	2			
設計第二係							1	2	2				
改良係							(1)	1	1	2			
浄水課			2		1						18		
施設係						1	(1)	7	2	1			
水質検査室								2	1	1			
南地域水道事務所			1		1			4	1	1	8	6	
西地域水道事務所			1		1			5	1		8	6	
職員数	1	2	8	0	9	2	9	36	16	18	101		

注1:水道事業管理者を除く。

注2:()内は兼職及び事務取扱の数(職員数に含まず。)

注3:【 】内は再任用職員(フルタイム)の数(職員数に含める。)

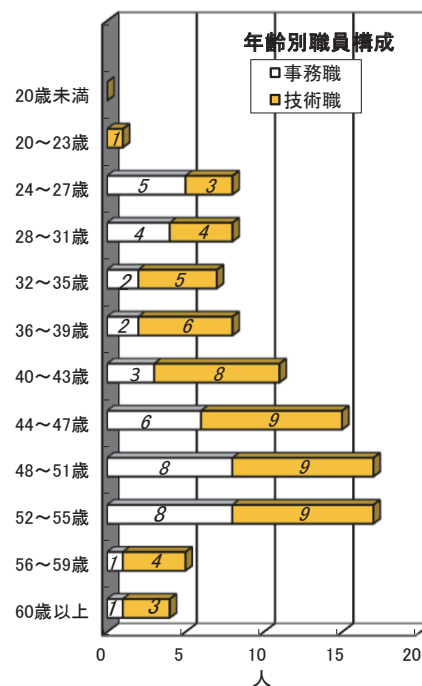
その他

(3) 職員構成

ア 年齢別職員構成

(単位：人・%)

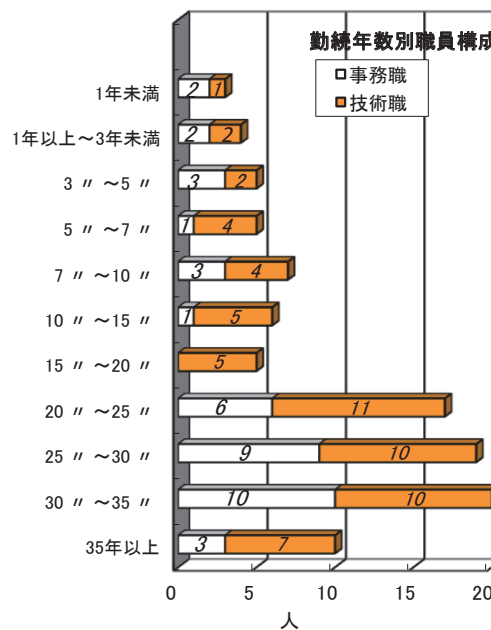
種別 年齢	事務職	技術職	合計	構成比
20歳未満	0	0	0	0.0
20～23歳	0	1	1	1.0
24～27歳	5	3	8	7.9
28～31歳	4	4	8	7.9
32～35歳	2	5	7	6.9
36～39歳	2	6	8	7.9
40～43歳	3	8	11	10.9
44～47歳	6	9	15	14.9
48～51歳	8	9	17	16.8
52～55歳	8	9	17	16.8
56～59歳	1	4	5	5.0
60歳以上	1	3	4	4.0
合計	40	61	101	100
平均年齢	43歳9月	44歳7月	44歳3月	-



イ 勤続年数別職員構成

(単位：人・%)

種別 年数	事務職	技術職	合計	構成比
1年未満	2	1	3	3.0
1年以上～3年未満	2	2	4	4.0
3 " ～5 "	3	2	5	4.9
5 " ～7 "	1	4	5	5.0
7 " ～10 "	3	4	7	6.9
10 " ～15 "	1	5	6	5.9
15 " ～20 "	0	5	5	5.0
20 " ～25 "	6	11	17	16.8
25 " ～30 "	9	10	19	18.8
30 " ～35 "	10	10	20	19.8
35年以上	3	7	10	9.9
合計	40	61	101	100
平均勤続年数	21年4月	21年3月	19年11月	-



(4) 事務分掌

総務課

- (1) 条例、規程等の制定及び改廃に関すること。
- (2) 公印及び文書に関すること。
- (3) 予算及び決算に関すること。
- (4) 資金計画に関すること。
- (5) 業務状況説明書及び統計に関すること。
- (6) 資産の取得、管理及び処分 of 総括事務に関すること。
- (7) 物品の購入及び検収に関すること。
- (8) 物品の保管、出納及び処分に関すること。
- (9) 職員の任免、配置、分限、懲戒、服務、給与及び人事記録に関すること。
- (10) 褒賞及び表彰に関すること。
- (11) 労働組合に関すること。
- (12) 職員の研修、厚生、福祉及び安全衛生に関すること。
- (13) 職員の公務災害補償に関すること。
- (14) 収支伝票の審査、執行及び諸支払証書の整理保管に関すること。
- (15) 現金及び有価証券の出納並びに保管に関すること。
- (16) 起債に関すること。
- (17) 情報公開に関すること。
- (18) 児童手当及び子ども手当に関すること。
- (19) 課の所管に属する資産の維持管理に関すること。
- (20) 他課及び事務所に属しないこと。

経営企画課

- (1) 総合計画、財政計画及び経営改善に関すること。
- (2) 水道事業認可申請に関すること。
- (3) 行財政改革に関すること。
- (4) 料金制度に関すること。
- (5) 水道施設の調査及び計画に関すること。
- (6) 鳥取市水道事業審議会条例（昭和56年鳥取市条例第32号）に規定する鳥取市水道

事業審議会の庶務に関すること。

- (7) 広報及び水道史に関すること。
- (8) 課の所管に属する資産の維持管理に関すること。

資産管理課

- (1) 工事、工事に係る測量、設計及び地質調査に係る委託業務（以下「工事関連委託業務」という。）の入札及び契約に関すること。
- (2) 物品及び委託業務（工事関連委託業務を除く。）の入札及び契約に関すること。
- (3) 局の資産の維持管理に関すること。
- (4) 資産台帳の整備に関すること。
- (5) 管路情報管理システムに関すること。
- (6) 庁舎の警備に関すること。
- (7) 庁内LANの運用管理に関すること。
- (8) 市有地等における放置自動車の処理に関すること。
- (9) 課の所管に属する資産の維持管理に関すること。

料金課

- (1) 水道料金等の収納（工業用水道に係るもの（以下「工水」という。）を除く。）に関すること。
- (2) 水道の使用開始及び中止に関すること。
- (3) 水道料金の調定、賦課等に関すること。
- (4) 水道料金の未収金整理及び給水停止に関すること。
- (5) 水道使用水量に関すること。
- (6) 水道料金システムの運用管理に関すること。
- (7) 下水道使用料及び集落排水使用料の算定に関すること。
- (8) 屋内漏水調査に関すること。
- (9) 課の所管に属する資産の維持管理に関すること。

給水維持課

- (1) 送水管、配水管等の維持管理（工水を除く。）に関すること。
- (2) 給水装置及びその工事に関すること。

- (3) 分担金、納付金、工事負担金その他の費用の調定、賦課等に関する事。
- (4) 給水装置工事の申込みに伴う配水管布設に関する事。
- (5) 量水器の管理に関する事。
- (6) 貯水槽水道に関する事。
- (7) 指定給水装置工事事業者に関する事。
- (8) 開発団地水道施設工事の設計審査、検査及び精算に関する事。
- (9) 課内の所管に属する資産の維持管理に関する事。

工務課

- (1) 送水管、配水管等の布設に関する事。
- (2) 水道の工事負担金その他の費用の調定及び賦課等に関する事。
- (3) 設計積算システムの運用管理に関する事。
- (4) 課の所管に属する資産の維持管理に関する事。

浄水課

- (1) 浄水場、水源地、配水地等に関する事。
- (2) 水道の水質管理に関する事。
- (3) 水道の取水、導水、浄水、送水及び配水に関する事。
- (4) 課の所管に属する資産の維持管理に関する事。

南地域水道事務所

- (1) 水道（調査及び計画に関することを除く。）に関する事。
- (2) 所の所管に属する資産の維持管理に関する事。

西地域水道事務所

- (1) 水道（調査及び計画に関することを除く。）に関する事。
- (2) 工業用水道（調査及び計画に関することを除く。）に関する事。
- (3) 所の所管に属する資産の維持管理に関する事。

